

さいたま市告示第 1 4 8 7 号

令和 6 年能登半島地震による被災納税者に対するさいたま市市税の申告等の期限を次のとおりとする。

令和 7 年 9 月 1 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人

令和 6 年 1 月 1 6 日付さいたま市告示第 5 8 号において別途さいたま市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所を有する個人又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係る法人の市民税に係るもので、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 0 月 3 0 日までの間に到来するものについて、令和 7 年 1 0 月 3 1 日とする。

都道府県名	地域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町